

令和４年長浜市議会定例会

令和４年９月定例会月議会

議案書・諮問

- 3 令和４年度長浜市一般会計補正予算（第６号）
- 29 令和４年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
- 36 令和４年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第１号）
- 44 令和４年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第１号）
- 52 令和４年度長浜市病院事業会計補正予算（第２号）
- 54 令和３年度長浜市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 55 令和３年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 56 令和３年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
- 57 令和３年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 58 令和３年度長浜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 59 令和３年度長浜市休日急患診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 60 令和３年度長浜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 61 令和３年度長浜市病院事業会計決算の認定について
- 62 令和３年度長浜市老人保健施設事業会計決算の認定について
- 63 令和３年度長浜市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 64 長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 68 長浜市手数料条例の一部改正について
- 69 長浜市福祉医療費助成条例及び長浜市老人福祉医療費助成条例の一部改正について
- 71 長浜市公共下水道等使用料条例の一部改正について
- 74 長浜市景観条例の一部改正について
- 75 市道の路線の認定について
- 77 七尾財産区管理会の委員の選任について
- 78 七尾財産区管理会の委員の選任について
- 79 七尾財産区管理会の委員の選任について
- 80 七尾財産区管理会の委員の選任について
- 81 七尾財産区管理会の委員の選任について
- 82 七尾財産区管理会の委員の選任について
- 83 七尾財産区管理会の委員の選任について
- 85 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 86 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 87 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 88 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 89 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 90 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 91 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 92 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 93 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 94 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和4年度長浜市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度長浜市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,300,724千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,616,764千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年8月26日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		7,552,667	122,158	7,674,825
	1 国庫負担金	5,617,805	429	5,618,234
	2 国庫補助金	1,904,853	121,729	2,026,582
15 県支出金		4,039,934	53,138	4,093,072
	1 県負担金	2,118,171	214	2,118,385
	2 県補助金	1,515,079	52,924	1,568,003
18 繰入金		3,979,883	361,093	4,340,976
	1 基金繰入金	3,914,903	361,093	4,275,996
19 繰越金		50,000	666,191	716,191
	1 繰越金	50,000	666,191	716,191
20 諸収入		1,187,602	2,744	1,190,346
	5 雑入	1,103,524	2,744	1,106,268
21 市債		1,569,400	95,400	1,664,800
	1 市債	1,569,400	95,400	1,664,800
歳入合計		53,316,040	1,300,724	54,616,764

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		6,110,607	399,369	6,509,976
	1 総務管理費	5,094,957	399,369	5,494,326
3 民生費		20,828,632	230,392	21,059,024
	1 社会福祉費	10,777,411	21,396	10,798,807
	2 児童福祉費	8,160,067	208,996	8,369,063
4 衛生費		5,190,809	4,455	5,195,264
	1 保健衛生費	5,190,809	4,455	5,195,264
5 労働費		22,311	580	22,891
	1 労働諸費	22,311	580	22,891
6 農林水産業費		2,431,281	175,743	2,607,024
	1 農業費	2,241,069	174,093	2,415,162
	2 林業費	187,029	1,650	188,679
7 商工費		1,239,052	11,232	1,250,284
	1 商工費	1,239,052	11,232	1,250,284
8 土木費		5,284,229	341,404	5,625,633
	2 道路橋梁費	1,434,775	177,400	1,612,175
	4 都市計画費	2,759,270	164,004	2,923,274
9 消防費		2,182,518	1,200	2,183,718
	1 消防費	2,182,518	1,200	2,183,718
10 教育費		5,409,101	136,349	5,545,450
	1 教育総務費	1,277,765	9,509	1,287,274
	2 小学校費	992,656	60,751	1,053,407
	3 中学校費	403,930	28,977	432,907
	4 幼稚園費	640,309	3,400	643,709
	5 社会教育費	800,396	10,635	811,031
	6 保健体育費	1,294,045	23,077	1,317,122
歳 出 合 計		53,316,040	1,300,724	54,616,764

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	雪寒対策費	89,000
	4 都市計画費	都市公園整備事業	87,200
		補助街路整備事業	117,414

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
長浜バイオ大学と地域の連携のあり方検討業務	令和4年度から令和5年度まで	11,000千円
住民情報システムサービス利用料	令和4年度から令和7年度まで	356,000千円
(仮称)病院経営形態検討委員会運営支援業務	令和4年度から令和5年度まで	11,110千円
八田部発生土受入跡地利用計画策定業務	令和4年度から令和5年度まで	26,500千円
八田部堤外民地取得事業	令和4年度から令和5年度まで	31,600千円
校務支援システムグループウェア機能構築・利用・保守業務	令和5年度から令和7年度まで	8,478千円

第4表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民まちづくりセンター整備事業	千円 6,700	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	千円 254,000	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 301,100	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
都市計画施設整備事業	148,000				189,600			

令和 4 年度長浜市一般会計
補正予算（第 6 号）説明書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費国庫負担金	5,473,094	429	5,473,523
計	5,617,805	429	5,618,234

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費国庫補助金	738,097	7,800	745,897
8 土木費国庫補助金	442,499	113,929	556,428
計	1,904,853	121,729	2,026,582

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費県負担金	2,116,420	214	2,116,634
計	2,118,171	214	2,118,385

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費県補助金	491,601	52,924	544,525
計	1,515,079	52,924	1,568,003

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	559,375	284,809	844,184
28 子ども未来教育基金繰入金	27,120	54,730	81,850
32 環境と社会経済の好循環創造基金繰入金	265,462	5,720	271,182
33 公共施設等総合管理基金繰入金	463,797	15,834	479,631
計	3,914,903	361,093	4,275,996

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	50,000	666,191	716,191
計	50,000	666,191	716,191

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	429	介護給付費負担金	429

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 老人福祉費補助金	7,800	地域介護・福祉空間整備等交付金	7,800
2 道路橋梁費補助金	68,727	社会資本整備総合交付金	68,727
4 都市計画費補助金	45,202	社会資本整備総合交付金	45,202

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	214	介護給付費負担金	214

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 農業振興費補助金	52,924	農業用燃油等高騰対策緊急支援事業補助金	52,924

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	284,809		
1 子ども未来教育基金繰入金	54,730		
1 環境と社会経済の好循環創造基金繰入金	5,720		
1 公共施設等総合管理基金繰入金	15,834		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	666,191		

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
5 雑入	1, 103, 500	2, 744	1, 106, 244
計	1, 103, 524	2, 744	1, 106, 268

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務債	0	6, 700	6, 700
8 土木債	524, 300	88, 700	613, 000
計	1, 569, 400	95, 400	1, 664, 800

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 総務費雑入	2,744	施設共益費負担金	1,487
		電気・水道利用料	1,257

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
6 市民まちづくりセンター整備事業債	6,700		
1 道路橋梁整備事業債	47,100	地方道路整備事業債	47,100
3 都市計画施設整備事業債	41,600	街路整備事業債	22,600
		公園整備事業債	19,000

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 財務管理費	625, 096	7, 000	632, 096				7, 000
7 支所費	905, 535	8, 500	914, 035			2, 744	5, 756
8 企画費	431, 086	2, 297	433, 383				2, 297
9 地域振興費	151, 331	1, 117	152, 448				1, 117
14 市民生活費	26, 081	4, 100	30, 181				4, 100
15 諸費	70, 532	363, 000	433, 532				363, 000
17 市民協働推進費	67, 290	112	67, 402				112
18 市民まちづくりセンター費	297, 713	13, 243	310, 956		6, 700		6, 543
計	5, 094, 957	399, 369	5, 494, 326		6, 700	2, 744	389, 925

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	3, 371, 517	280	3, 371, 797				280
2 地域総合センター費	66, 635	1, 573	68, 208				1, 573

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需 用 費	7,000	□本庁舎管理経費	7,000
		光熱水費	7,000
10 需 用 費	8,500	□びわ支所等管理経費	700
		光熱水費	700
		□虎姫支所等管理経費	1,000
		光熱水費	1,000
		□余呉支所等管理経費	2,400
		光熱水費	2,400
		□西浅井支所等管理経費	1,800
		光熱水費	1,800
		□北部振興局管理経費	2,600
		燃料費	1,100
		光熱水費	1,500
7 報 償 費	98	□企画管理経費	195
8 旅 費	97	報償費	98
10 需 用 費	1,000	旅費	97
12 委 託 料	1,102	□駅関連施設維持管理事業費	2,102
		光熱水費	1,000
		指定管理委託料	1,102
12 委 託 料	1,117	□地域活性化施設管理運営事業費	1,117
		指定管理委託料	1,117
10 需 用 費	4,100	□自主防犯推進事業費	4,100
		光熱水費	4,100
22 償還金、利子 及び割引料	363,000	□市税等還付金	363,000
12 委 託 料	112	□地域国際化推進事業費	112
		指定管理委託料	112
12 委 託 料	13,243	□市民まちづくりセンター管理運営事業費	6,133
		指定管理委託料	6,133
		□市民まちづくりセンター整備事業費	7,110
		整備事業費	7,110

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需 用 費	280	□生活困窮者自立支援事業費	280
		消耗品費	280
10 需 用 費	1,100	□長浜地域総合センター管理運営事業費	254
11 役 務 費	289	燃料費	100
17 備 品 購 入 費	184	通信運搬費	66

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源				内 訳
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
4 老人福祉費	2, 173, 755	8, 660	2, 182, 415	8, 443			217	
6 社会福祉施設費	197, 619	10, 883	208, 502				10, 883	
計	10, 777, 411	21, 396	10, 798, 807	8, 443			12, 953	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	2, 849, 172	191, 996	3, 041, 168				191, 996
4 保育所費	1, 851, 047	2, 900	1, 853, 947				2, 900
5 認定こども園費	3, 040, 024	14, 100	3, 054, 124				14, 100
計	8, 160, 067	208, 996	8, 369, 063				208, 996

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		手数料	11
		備品購入費	77
		□虎姫コミュニティセンター管理運営事業費	154
		通信運搬費	66
		手数料	11
		備品購入費	77
		□木之本総合センター管理運営事業費	1,165
		燃料費	900
		光熱水費	100
		通信運搬費	35
		手数料	100
		備品購入費	30
18 負担金、補助 及び交付金	7,800	□地域介護・福祉空間整備事業費	7,800
		地域介護・福祉空間整備事業補助金	7,800
27 繰 出 金	860	□介護保険特別会計繰出金	860
12 委 託 料	10,883	□高齢者福祉施設管理運営事業費	7,778
		指定管理委託料	7,778
		□健康パークあざい管理運営事業費	3,105
		指定管理委託料	3,105

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需 用 費	449	□子育て世帯応援事業費	191,996
11 役 務 費	4,453	消耗品費	100
12 委 託 料	2,094	印刷製本費	349
18 負担金、補助 及び交付金	185,000	通信運搬費	2,847
		手数料	1,606
		業務委託料	510
		情報システム委託料	1,584
		子育て世帯応援給付金	185,000
10 需 用 費	2,900	□保育所管理運営事業費	2,900
		燃料費	200
		光熱水費	2,700
10 需 用 費	14,100	□認定こども園管理費	14,100
		燃料費	8,100
		光熱水費	6,000

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 健康増進費	71,539	1,155	72,694				1,155
8 保健センター費	470,507	3,300	473,807				3,300
計	5,190,809	4,455	5,195,264				4,455

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 労働諸費	22,311	580	22,891				580
計	22,311	580	22,891				580

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 農業総務費	319,007	0	319,007	695			△695
3 農業振興費	594,108	145,472	739,580	52,229			93,243
5 農地費	1,306,901	28,621	1,335,522				28,621
計	2,241,069	174,093	2,415,162	52,924			121,169

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 林業振興費	175,974	1,500	177,474				1,500
2 林業施設費	11,055	150	11,205				150

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報 償 費	468	□地域医療推進事業費	1,155
8 旅 費	614	報償費	468
10 需 用 費	2	旅費	614
13 使用料及び賃借料	71	消耗品費	2
		使用料及び賃借料	71
10 需 用 費	3,300	□保健センター管理経費	3,300
		光熱水費	3,300

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	580	□勤労者福祉対策事業費	580
		指定管理委託料	580

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		財源更正	
10 需 用 費	192	□持続可能な農業経営支援事業費	143, 262
11 役 務 費	540	印刷製本費	192
12 委 託 料	2, 210	通信運搬費	540
18 負担金、補助 及び交付金	142, 530	農業用燃油、肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金	142, 530
		□農林水産物販売加工施設管理運営事業費	2, 210
		指定管理委託料	2, 210
10 需 用 費	28, 621	□農業用施設等維持管理事業費	28, 621
		光熱水費	28, 621

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	1,500	□林業振興対策事業費	1,500
		林業事業用燃油価格高騰対策支援事業補助金	1,500
12 委 託 料	150	□林業施設管理運営事業費	150
		指定管理委託料	150

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	187, 029	1, 650	188, 679				1, 650

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工業振興費	740, 770	3, 049	743, 819				3, 049
3 観光費	259, 401	8, 183	267, 584			5, 720	2, 463
計	1, 239, 052	11, 232	1, 250, 284			5, 720	5, 512

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 道路橋梁総務費	229, 248	3, 500	232, 748				3, 500
2 道路維持費	624, 577	89, 400	713, 977	32, 561	14, 600		42, 239
4 道路新設改良費	557, 450	84, 500	641, 950	36, 166	32, 500	15, 834	
計	1, 434, 775	177, 400	1, 612, 175	68, 727	47, 100	15, 834	45, 739

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報 償 費	2,027	□商業振興対策事業費 2,582
8 旅 費	305	報償費 2,027
12 委 託 料	467	旅費 305
13 使用料及び賃借料	250	使用料及び賃借料 250
		□バイオ産業推進事業費 467
		指定管理委託料 467
10 需 用 費	200	□宿泊・滞在型観光推進事業費 5,720
12 委 託 料	7,983	びわ湖長浜観光プラットフォーム形成事業委託料 5,720
		□長浜鉄道スクエア管理運営事業費 222
		指定管理委託料 222
		□慶雲館管理運営事業費 241
		指定管理委託料 241
		□己高庵管理運営事業費 1,800
		指定管理委託料 1,800
		□観光振興事務経費 200
		光熱水費 200

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	3,500	□道路橋梁総務事務経費 3,500
		光熱水費 3,500
10 需 用 費	400	□道路維持管理事業費 400
17 備品購入費	89,000	光熱水費 400
		□雪寒対策費 89,000
		備品購入費 89,000
14 工事請負費	84,500	□舗装修繕事業費 84,500
		整備事業費 84,500

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 都市計画総務費	2,313,769	1,600	2,315,369				1,600
3 公園整備費	104,200	46,000	150,200	20,000	19,000		7,000
5 土地区画整理費	0	66,000	66,000				66,000
6 街路事業費	279,636	50,404	330,040	25,202	22,600		2,602
計	2,759,270	164,004	2,923,274	45,202	41,600		77,202

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
4 水防費	3,283	200	3,483				200
5 災害対策費	113,997	1,000	114,997				1,000
計	2,182,518	1,200	2,183,718				1,200

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 教育振興費	338,012	9,509	347,521			11,194	△1,685
計	1,277,765	9,509	1,287,274			11,194	△1,685

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 小学校管理費	596, 156	28, 889	625, 045				28, 889

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需 用 費	1,600	□長浜駅自由通路管理費 光熱水費	1,600 1,600
14 工 事 請 負 費	46,000	□都市公園整備事業費 整備事業費	46,000 46,000
18 負担金、補助 及び交付金	66,000	□土地区画整理事業費 土地区画整理事業負担金	66,000 66,000
16 公有財産購入 費	45,821	□補助街路整備事業費 整備事業費	50,404 50,404
21 補償、補填及 び 賠 償 金	4,583		

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需 用 費	200	□水防活動経費 光熱水費	200 200
10 需 用 費	1,000	□自主防災体制づくり事業費 光熱水費 □姉川コミュニティ防災センター管理運営事業費 光熱水費	800 800 200 200

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委 託 料	△4,500	□教育指導事務経費	9,509
13 使用料及び賃 借 料	14,009	業務委託料 使用料及び賃借料	△4,500 14,009

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需 用 費	27,900	□小学校管理費	28,889
11 役 務 費	989	燃料費 光熱水費	19,400 8,500

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 小学校教育振興費	396,500	31,862	428,362			31,270	592
計	992,656	60,751	1,053,407			31,270	29,481

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 中学校管理費	309,145	16,456	325,601				16,456
2 中学校教育振興費	94,785	12,521	107,306			12,266	255
計	403,930	28,977	432,907			12,266	16,711

(款) 10 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 幼稚園管理費	640,309	3,400	643,709				3,400
計	640,309	3,400	643,709				3,400

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 生涯学習費	196,173	3,303	199,476				3,303
6 文化施設費	232,095	5,432	237,527				5,432

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		通信運搬費 989
12 委 託 料	31,862	□ 小学校教育備品整備事業費 31,862
		情報システム委託料 31,862

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	16,000	□ 中学校管理費 16,456
11 役 務 費	456	燃料費 11,400
		光熱水費 4,600
		通信運搬費 456
12 委 託 料	12,521	□ 中学校教育備品整備事業費 12,521
		情報システム委託料 12,521

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	3,400	□ 幼稚園管理費 3,400
		燃料費 600
		光熱水費 2,800

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	100	□ 市民文化ホール管理運営事業費 2,250
12 委 託 料	3,203	燃料費 100
		指定管理委託料 2,150
		□ 長浜市民交流センター管理運営事業費 645
		指定管理委託料 645
		□ 勤労青少年施設等管理運営事業費 257
		指定管理委託料 257
		□ 虎姫時遊館管理運営事業費 151
		指定管理委託料 151
10 需 用 費	4,500	□ 長浜城歴史博物館管理運営事業費 300

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 図書館費	267,564	1,900	269,464				1,900
計	800,396	10,635	811,031				10,635

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 体育施設費	174,399	4,877	179,276				4,877
4 学校給食費	1,002,942	18,200	1,021,142				18,200
計	1,294,045	23,077	1,317,122				23,077

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	932	光熱水費 300 ☐ 文化施設管理運営費 5,132 光熱水費 4,200 指定管理委託料 932
10 需 用 費	1,900	☐ 図書館管理運営費 1,900 燃料費 800 光熱水費 1,100

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	4,877	☐ スポーツ施設管理運営事業費 4,877 指定管理委託料 4,877
10 需 用 費	18,200	☐ 学校給食センター管理運営事業費 18,200 光熱水費 18,200

債務負担行為で令和５年度以降にわたるものについての令和３年度末までの支出額
又は支出額の見込み、及び令和４年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和３年度末までの 支 出 （ 見 込 ） 額		令和４年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
長浜バイオ大学と地域の連携のあり 方検討業務	11,000			令和４年度から 令和５年度まで	11,000				11,000
住民情報システムサービス利用料	356,000			令和４年度から 令和７年度まで	356,000				356,000
（仮称）病院経営形態検討委員会運 営支援業務	11,110			令和４年度から 令和５年度まで	11,110				11,110
八田部発生土受入跡地利用計画策定 業務	26,500			令和４年度から 令和５年度まで	26,500	26,500			0
八田部堤外民地取得事業	31,600			令和４年度から 令和５年度まで	31,600	31,600			0
校務支援システムグループウェア機 能構築・利用・保守業務	8,478			令和５年度から 令和７年度まで	8,478				8,478

令和 4 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 50, 522 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10, 856, 522 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 26 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		1	15,575	15,576
	1 繰越金	1	15,575	15,576
12 諸収入		13,570	34,947	48,517
	5 雑入	7,643	34,947	42,590
歳入合計		10,806,000	50,522	10,856,522

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		58,943	50,522	109,465
	2 償還金及び還付加算金	7,905	50,522	58,427
歳出合計		10,806,000	50,522	10,856,522

令和 4 年度長浜市国民健康保険特別会計
補正予算（第 1 号）説明書

歳入

(款) 11 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	15,575	15,576
計	1	15,575	15,576

(款) 12 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
5 雑入	26	34,947	34,973
計	7,643	34,947	42,590

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	15,575	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 国民健康保険事業費雑入	34,947	

歳出

(款) 5 諸支出金

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 償還金	4	50,522	50,526			34,947	15,575
計	7,905	50,522	58,427			34,947	15,575

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	50,522	☐ 償還金 50,522

令和 4 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）

令和 4 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 783 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 160, 783 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 26 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		121,511	1,783	123,294
	2 基金繰入金	65,000	1,783	66,783
歳入合計		159,000	1,783	160,783

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		128,351	1,783	130,134
	1 施設管理費	128,351	1,783	130,134
歳出合計		159,000	1,783	160,783

令和 4 年度長浜市国民健康保険特別会計
(直診勘定) 補正予算 (第 1 号) 説明書

歳入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険直営診療所管理運営基金繰入金	65,000	1,783	66,783
計	65,000	1,783	66,783

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 国民健康保険直営診療所管 理運営基金繰入金	1,783	

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 施設管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	128,351	1,783	130,134				1,783
計	128,351	1,783	130,134				1,783

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委 託 料	1,761	□浅井診療所費	95
18 負担金、補助 及び交付金	22	指定管理委託料	95
		□中之郷歯科診療所費	22
		共益費負担金	22
		□浅井東診療所費	1,519
		指定管理委託料	1,519
		□にしあざい診療所費	147
		指定管理委託料	147

令和 4 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 0 6， 4 9 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2， 2 8 3， 4 9 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 支払基金交付金		3,143,396	△36,079	3,107,317
	1 支払基金交付金	3,143,396	△36,079	3,107,317
8 繰入金		1,809,977	860	1,810,837
	1 他会計繰入金	1,788,273	860	1,789,133
9 繰越金		1,000	341,713	342,713
	1 繰越金	1,000	341,713	342,713
歳入合計		11,977,000	306,494	12,283,494

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		71,178	306,494	377,672
	1 基金費	1,868	189,542	191,410
	3 償還金及び還付加算金	4,030	116,952	120,982
歳出合計		11,977,000	306,494	12,283,494

令和 4 年度長浜市介護保険特別会計
補正予算（第 1 号）説明書

歳入

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費交付金	3,055,852	△31,624	3,024,228
2 地域支援事業支援交付金	87,544	△4,455	83,089
計	3,143,396	△36,079	3,107,317

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	1,788,273	860	1,789,133
計	1,788,273	860	1,789,133

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1,000	341,713	342,713
計	1,000	341,713	342,713

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	△31,624	
1 現年度分	△4,455	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 低所得者保険料軽減繰入金	860	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	341,713	

歳出

(款) 6 諸支出金

(項) 1 基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 基金費	1,868	189,542	191,410			△35,219	224,761
計	1,868	189,542	191,410			△35,219	224,761

(款) 6 諸支出金

(項) 3 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 償還金	0	116,952	116,952				116,952
計	4,030	116,952	120,982				116,952

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	189,542	☐ 介護保険財政調整基金積立金 189,542

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	116,952	☐ 過年度分精算返還金 116,952

令和 4 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第 2 条 令和 4 年度長浜市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「9 1 0，0 6 4 千円」を「9 4 6，6 4 6 千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第 1 款 長浜病院資本的支出	1, 735, 455 千円	31, 000 千円	1, 766, 455 千円
第 1 項 建設改良費	371, 263 千円	31, 000 千円	402, 263 千円
第 2 款 湖北病院資本的支出	212, 449 千円	5, 582 千円	218, 031 千円
第 1 項 建設改良費	76, 091 千円	5, 582 千円	81, 673 千円

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和4年度 長浜市病院事業会計補正予算(第2号)実施計画

資本的收入及び支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院			1,735,455	31,000	1,766,455	
資 本 の 支 出	1. 建設改良費		371,263	31,000	402,263	
		2. 固定資産購入費	166,263	31,000	197,263	
2. 湖 北 病 院			212,449	5,582	218,031	
資 本 の 支 出	1. 建設改良費		76,091	5,582	81,673	
		1. 建設工事費	4,040	1,474	5,514	
		2. 固定資産購入費	72,051	4,108	76,159	

令和 3 年度長浜市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 3 年度長浜市一般会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 3 年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 3 年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 3 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 3 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 3 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 3 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 3 年度長浜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 3 年度長浜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 3 年度長浜市休日急患診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 3 年度長浜市休日急患診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 3 年度長浜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 3 年度長浜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 3 年度長浜市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 30 条第 4 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 3 年度長浜市病院事業会計決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 3 年度長浜市老人保健施設事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和 3 年度長浜市老人保健施設事業会計決算の認定について、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 3 年度長浜市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項及び第32条第2項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和3年度長浜市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議会の議決を求める。

令和4年8月26日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市職員の育児休業等に関する条例（平成18年長浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第 11 条第 5 号中「育児短期間勤務」を「育児短時間勤務」に改め、同条第 6 号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 11 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

長浜市手数料条例の一部改正について

長浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 6 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市手数料条例の一部を改正する条例

長浜市手数料条例（平成18年長浜市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表 1 2 の項中「第 5 条第 1 項から第 5 項まで」を「第 5 条第 1 項から第 7 項まで」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同表 1 3 の項中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「第 5 条第 6 項第 4 号イ若しくはロ又は第 5 号イ若しくはロ」を「第 5 条第 8 項第 4 号イ若しくはロ、第 5 号イ若しくはロ又は第 6 号イ若しくはロ」に、「増築又は改築」を「新築以外」に改め、同表 1 4 の項中「長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画」に改める。

別表ア中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「増築又は改築」を「新築以外」に改める。

別表アの 3 備考 5 を削る。

別表アの 5 備考 4（7）中「断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4 又は等級 5」を「断熱等性能等級 4 以上及び一次エネルギー消費量等級 4 以上」に、「一次エネルギー消費量等級 3、等級 4 又は等級 5」を「一次エネルギー消費量等級 3 以上」に改める。

別表の 3 の表 3 8 の項中「第 8 5 条第 5 項」を「第 8 5 条第 6 項」に改め、同表 3 8 の 2 の項中「第 8 5 条第 6 項」を「第 8 5 条第 7 項」に改め、同表 5 2 の項中「第 8 7 条の 3 第 5 項」を「第 8 7 条の 3 第 6 項」に改め、同表 5 3 の項中「第 8 7 条の 3 第 6 項」を「第 8 7 条の 3 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、別表の 3 の表の改正規定は公布の日から施行する。

長浜市福祉医療費助成条例及び長浜市老人福祉医療費助成条例の一部改正について

長浜市福祉医療費助成条例及び長浜市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市福祉医療費助成条例及び長浜市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

(長浜市福祉医療費助成条例の一部改正)

第1条 長浜市福祉医療費助成条例（平成18年長浜市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号イを次のように改める。

イ 70歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から75歳に達する日までの間にある者

第4条第2項第1号中「第74条第1項第2号」の次に「に掲げる場合に該当するものとして同号」を加え、同項第2号中「第67条第1項」の次に「第1号に掲げる場合に該当するものとして同号」を加える。

第10条第2号に次のただし書を加える。

ただし、滋賀県内の他市町の公費負担医療の適用により、本市の区域内に居住することとなった日の属する月の末日まで医療費の助成が行われるときは、当該居住することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からとする。

(長浜市老人福祉医療費助成条例の一部改正)

第2条 長浜市老人福祉医療費助成条例（平成18年長浜市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イを次のように改める。

イ 70歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から75歳に達する日までの間にある者

第3条第1項第1号中「第74条第1項第2号」の次に「に掲げる場合に該当するものとして同号」を加え、同項第2号中「第67条第1項」の次に「第1号に掲げる場合に該当するものとして同号」を加える。

第8条第1項中「次項」の次に「から第4項まで」を加え、同条第2項中「中途において」の次に「滋賀県外から」を加え、同条に次の2項を加える。

3 助成対象に該当する者が月の中途において滋賀県内の他市町から本市の区域内に居住することとなった者であり、かつ、その者が加入する医療保険各法に規定する保険に異動があるときは、当該居住することとなった日からとする。

4 助成対象に該当する者が月の中途において滋賀県内の他市町から本市の区域内に居住することとなった者であり、かつ、その者が加入する医療保険各法に規定する保険に異動がないときは、当該居住することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からとする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

長浜市公共下水道等使用料条例の一部改正について

長浜市公共下水道等使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市公共下水道等使用料条例の一部を改正する条例

長浜市公共下水道等使用料条例（平成18年長浜市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 計測装置 使用料の算定の基礎となる下水道等に排除した汚水の排出量（以下「汚水量」という。）を認定するために水道水又は水道水以外の水の水量を計測する装置で、計量法（平成4年法律第51号）の基準に適合するものをいう。

第4条の見出し中「算定」を「認定等」に改め、同条中「使用水量」を「水量」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

汚水量は、次に定めるところにより認定する。

第4条第1項第2号イ中「認定する」を「算出した水量とする」に改め、同項第3号中「水道水と」を「水道水及び」に改め、同号ア中「場合は、」を「ときは」に改め、「をもって汚水量とし」及び「をもって汚水量」を削り、同号イ中「認定した」を「算出した」に改め、「をもって汚水量」を削り、同条第2項中「前項」を「前項各号」に、「算定した」を「算出した」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の汚水量の認定は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 市が認めた計測装置を設置した場合 当該計測装置の数値を基に算出した水量

(2) 規則で定める汚水量及びその算出根拠を記載した申告書が提出された場合 当該申告書の内容を審査して算出した水量

第4条第4項中「算定」を「認定」に改め、同条に次の1項を加える。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、汚水量の認定を取り消し、第1項から第3項までの規定により新たに汚水量を認定するものとする。

(1) 計測装置に異常がある場合において、市の交換指示に使用者が従わないとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な方法により認定を受けたとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

第5条を次のように改める。

（計測装置の設置等）

第5条 市長は、汚水量の認定をするために必要があるときは、計測装置を設置し、又は使用者に設置させることができる。この場合において、設置に係る費用は、設置した者が負担するものとする。

2 計測装置は、使用者が維持管理、交換、修繕及び撤去をするものとし、当該使用者がこれらに係る費用を負担しなければならない。

3 市長は、水道水以外の水の利用者について特に必要があると認めるときは、市の計測装置を当該使用者に貸与することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、前項の規定により貸与された計測装置（次項において「貸計測装置」という。）の交換及び修繕は、市長が行うものとする。

5 使用者は、善良な管理者の注意をもって貸計測装置を管理するものとし、故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 6 市長は、汚水量の計測又は計測装置の維持管理、交換、修繕若しくは撤去に関し、必要に応じて関係職員を当該計測装置の設置場所に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

附 則

この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

長浜市景観条例の一部改正について

長浜市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市景観条例の一部を改正する条例

長浜市景観条例（平成20年長浜市条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表第1中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を認定することにつき、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 認定

整理番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
14304	三ツ矢北 東西 1 号線	長浜市三ツ矢元町 字三七 192 番 19 地先	長浜市三ツ矢元町 字三ノ北 260 番 13 地先	
14305	宮司西 南北 9 号線	長浜市宮司町 字堀西 1021 番 11 地先	長浜市宮司町 字庄司畑 1103 番 1 地先	
14306	宮司西 南北 10 号線	長浜市宮司町 字堀西 1027 番 7 地先	長浜市宮司町 字堀西 1028 番 2 地先	
14307	小堀 南北 3 号線	長浜市小堀町 字西方 497 番 2 地先	長浜市小堀町 字西方 477 番 1 地先	
14308	大辰巳 環状 1 号線	長浜市大辰巳町 字二足田 279 番 5 地先	長浜市大辰巳町 字二足田 279 番 5 地先	
14309	神照 南北 7 号線	長浜市神照町 字九ヶ坪 104 番 12 地先	長浜市神照町 字九ヶ坪 114 番 13 地先	
14310	神照 南北 8 号線	長浜市神照町 字五反田 156 番 28 地先	長浜市神照町 字我治 150 番 8 地先	
14311	神照 東西 21 号線	長浜市神照町 字九ヶ坪 106 番 64 地先	長浜市神照町 字九ヶ坪 106 番 65 地先	
14312	神照 東西 22 号線	長浜市神照町 字九ヶ坪 106 番 11 地先	長浜市神照町 字九ヶ坪 106 番 18 地先	
14313	神照 東西 23 号線	長浜市神照町 字九ヶ坪 106 番 31 地先	長浜市神照町 字九ヶ坪 105 番 2 地先	
14314	神照 東西 24 号線	長浜市神照町 字五反田 156 番 10 地先	長浜市神照町 字五反田 156 番 12 地先	

14315	田村 環状 1 号線	長浜市田村町 字宮ノ北 717 番 16 地先	長浜市田村町 字宮ノ北 717 番 17 地先	
23670	内保 南北 2 号線	長浜市内保町 字長畑 2481 番 1 地先	長浜市内保町 字長畑 2483 番 8 地先	
63223	高月 北寺田線	長浜市高月町高月 字北寺田 2414 番 19 地先	長浜市高月町高月 字北寺田 2414 番 8 地先	

七尾財産区管理会の委員の選任について

七尾財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成 18 年長浜市条例第 234 号）第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 柴原 一夫

七尾財産区管理会の委員の選任について

七尾財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成 18 年長浜市条例第 234 号）第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 小林 憲一郎

七尾財産区管理会の委員の選任について

七尾財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成 18 年長浜市条例第 234 号）第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 井上 主久

七尾財産区管理会の委員の選任について

七尾財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成 18 年長浜市条例第 234 号）第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 来本 忠廣

七尾財産区管理会の委員の選任について

七尾財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成 18 年長浜市条例第 234 号）第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 岸田 眞一

七尾財産区管理会の委員の選任について

七尾財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成 18 年長浜市条例第 234 号）第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 小堀 順

七尾財産区管理会の委員の選任について

七尾財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成 18 年長浜市条例第 234 号）第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 田中 七之

七尾財産区管理会の委員の選任について

議案第 8 9 号	氏 名 柴原 一夫（しばはら かずお） 住 所 生年月日 新再任別 新任 現 在 経 歴 等
議案第 9 0 号	氏 名 小林 憲一郎（こばやし けんいちろう） 住 所 生年月日 新再任別 新任 現 在
議案第 9 1 号	氏 名 井上 主久（いのうえ かずひさ） 住 所 生年月日 新再任別 新任 現 在 経 歴 等
議案第 9 2 号	氏 名 来本 忠廣（くるもと ただひろ） 住 所 生年月日 新再任別 新任 現 在
議案第 9 3 号	氏 名 岸田 眞一（きしだ しんいち） 住 所 生年月日 新再任別 新任 現 在
議案第 9 4 号	氏 名 小堀 順（こぼり じゅん） 住 所 生年月日 新再任別 再任 現 在
議案第 9 5 号	氏 名 田中 七之（たなか しちゆき） 住 所 生年月日 新再任別 新任 現 在

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和4年8月26日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 伊吹 孫平

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和4年8月26日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 栗原 一美

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和4年8月26日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 南部 みゆき

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和4年8月26日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 新田 専信

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和4年8月26日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 丁野 利彦

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 布施 裕子

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和4年8月26日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 鈴木 眞弓

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 武友 新一

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和4年8月26日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 織田 しげみ

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和4年8月26日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 岩谷 円祐

人権擁護委員の推薦について

諮問第 1 号	氏 名 住 所 生 年 月 日 新再任の別 職 歴 そ の 他	伊吹 孫平 (いぶき まごへい) 再任
諮問第 2 号	氏 名 住 所 生 年 月 日 新再任の別 職 歴 そ の 他	栗原 一美 (くりはら かずみ) 新任
諮問第 3 号	氏 名 住 所 生 年 月 日 新再任の別 職 歴 そ の 他	南部 みゆき (なんぶ みゆき) 新任
諮問第 4 号	氏 名 住 所 生 年 月 日 新再任の別 職 歴 そ の 他	新田 専信 (にった せんしん) 再任
諮問第 5 号	氏 名 住 所 生 年 月 日 新再任の別 職 歴 そ の 他	丁野 利彦 (よおの としひこ) 再任
諮問第 6 号	氏 名 住 所 生 年 月 日 新再任の別 職 歴	布施 裕子 (ふせ ゆうこ) 新任

諮問第 7 号	氏 名 住 所 生 年 月 日 新再任の別 職 歴 そ の 他	鈴木 眞弓 (すずき まゆみ) 新任
諮問第 8 号	氏 名 住 所 生 年 月 日 新再任の別 職 歴 そ の 他	武友 新一 (たけとも しんいち) 再任
諮問第 9 号	氏 名 住 所 生 年 月 日 新再任の別 職 歴 そ の 他	織田 しげみ (おだ しげみ) 再任
諮問第 10 号	氏 名 住 所 生 年 月 日 新再任の別 職 歴 そ の 他	岩谷 円祐 (いわたに えんゆう) 再任